



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 家畜に対する消毒方法等の実施命令（北部家畜保健衛生所）…………… 1
- 家畜に対する消毒方法等の実施命令（中央家畜保健衛生所）…………… 1
- 家畜に対する消毒方法等の実施命令（宮古家畜保健衛生所）…………… 1
- 家畜に対する消毒方法等の実施命令（八重山家畜保健衛生所）…………… 2

告 示

沖縄県告示第553号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定により、家畜の伝染病の発生を予防するため、次のとおり家畜の所有者に対し予防措置の実施を命ずる。

令和3年12月3日

沖縄県北部家畜保健衛生所長 稲 嶺 修

- 1 実施の目的 県内における高病原性鳥インフルエンザの発生の予防
- 2 実施する区域 北部家畜保健衛生所の所管区域の100羽以上飼養する家さん飼養農場その他家畜防疫員が必要と認める家さん飼養施設
- 3 実施の期日 令和3年12月6日から令和4年3月31日まで
- 4 実施すべき措置 緊急消毒
- 5 実施方法 北部家畜保健衛生所長が定める方法

沖縄県告示第554号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定により、家畜の伝染病の発生を予防するため、次のとおり家畜の所有者に対し予防措置の実施を命ずる。

令和3年12月3日

沖縄県中央家畜保健衛生所長 仲 村 圭 子

- 1 実施の目的 県内における高病原性鳥インフルエンザの発生の予防
- 2 実施する区域 中央家畜保健衛生所の所管区域の100羽以上飼養する家さん飼養農場その他家畜防疫員が必要と認める家さん飼養施設
- 3 実施の期日 令和3年12月6日から令和4年3月31日まで
- 4 実施すべき措置 緊急消毒
- 5 実施方法 中央家畜保健衛生所長が定める方法

沖縄県告示第555号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定により、家畜の伝染病の発生を予防するため、次のとおり家畜の所有者に対し予防措置の実施を命ずる。

令和3年12月3日

沖縄県宮古家畜保健衛生所長 宇 地 原 務

- 1 実施の目的 県内における高病原性鳥インフルエンザの発生の予防
- 2 実施する区域 宮古家畜保健衛生所の所管区域の100羽以上飼養する家きん飼養農場その他家畜防疫員が必要と認める家きん飼養施設
- 3 実施の期日 令和3年12月6日から令和4年3月31日まで
- 4 実施すべき措置 緊急消毒
- 5 実施方法 宮古家畜保健衛生所長が定める方法

沖縄県告示第556号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定により、家畜の伝染病の発生を予防するため、次のとおり家畜の所有者に対し予防措置の実施を命ずる。

令和3年12月3日

沖縄県八重山家畜保健衛生所長 安 富 祖 誠

- 1 実施の目的 県内における高病原性鳥インフルエンザの発生の予防
- 2 実施する区域 八重山家畜保健衛生所の所管区域の100羽以上飼養する家きん飼養農場その他家畜防疫員が必要と認める家きん飼養施設
- 3 実施の期日 令和3年12月6日から令和4年3月31日まで
- 4 実施すべき措置 緊急消毒
- 5 実施方法 八重山家畜保健衛生所長が定める方法

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階
---	--